公募型比較見積の執行について

副首都推進局長　西島　亨

令和8年11月６日

副首都推進局公募型比較見積実施要綱に基づき、次のとおり公募型比較見積を執行する。

1　比較見積に付する事項

(1)案件名称	養生テープほか25点(一般事務用)買入
(2)仕様・数量	別紙仕様書のとおり
(3)納入期限	令和8年12月18日(金)
(4)納入場所	副首都推進局総務担当 大阪市北区中之島1－3－20　大阪市役所5階

2　日程及び場所

(1)見積書提出期間	令和8年11月６日(金)～令和8年11月18日(水)午後5時30分(郵送の場合は11月18日(水)必着)
(2)比較見積日	令和8年11月19日(木)
(3)参加資格審査資料等提出期間	今回、参加資格審査資料の提出はありません。
(4) 当該案件に関する質問期間及び質問方法	令和8年11月６日(金)～令和8年11月11日(水)午後5時30分 仕様書に関する質問については電子メールにより行うこと。 なお、「件名」欄には本案件名称を記載すること。 電子メールアドレス　：　ae0001@city.osaka.lg.jp
(5)　質問に対する回答方法	令和8年11月13日(金)までに大阪市ホームページ「副首都推進局入札契約情報」に掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
(6)　申込場所	副首都推進局総務担当 大阪市北区中之島1－3－20　大阪市役所5階
(7)　契約相手方の決定方法	参加資格を確認した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積した者を契約の相手方とするものとする。なお、結果については契約業者にのみ連絡する。
(8)　契約相手方通知日	令和8年11月20日(金)に電話にて回答予定。

3　参加資格

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること

(2)令和7・8・9年度 大阪市入札参加有資格者名簿の種目一覧(物品)「01:事務用品・機器」に登録されている者であること

(3)上記名簿において企業区分を「大」で登録していないこと、かつ大阪市内に本店所在地を登録していること。

(4)見積提出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(5)大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

4　見積書提出方法等

(1)　提出書類	物品供給見積書
(2)　提出書類の交付	物品供給見積書については、ホームページに様式をPDFにて掲載
(3)　提出方法	作成した見積書を持参、又は郵送
(4)　提出場所	副首都推進局総務担当 大阪市北区中之島1－3－20　大阪市役所5階

5　担当

副首都推進局総務担当	大阪市北区中之島1－3－20　大阪市役所5階 電話　06-6208-9514

6　その他

(1)　見積書の作成及び提出にかかる費用は、見積提出者の負担とする。

(2)　納入の際は、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。

(3)　大阪市契約規則第37 条の第1 項第1 号又は第3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(4)　見積書提出後決定までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。

(5)　決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(6)　契約の相手方に決定された時は 、遅滞なく、ホームページに掲載している「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書」を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約の締結を行わないものとする。

(7)　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(8)　この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則の定めるところによる。